平成２２年（フ）第１８２号
埼玉県熊谷市中西４丁目６番２号、破産開始時の住所埼玉県行田市大字前谷1795番地
破産者　篠﨑　弘樹（旧姓正田）
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１９７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字日影964番地
破産者　青木　泰司
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３７号
埼玉県本庄市若泉１丁目７番５―505号
破産者　井本恵理子（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市須軽谷514番地８
破産者　中山　孝弘
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７０２号
広島県東広島市高屋町中島227番地５山崎アパート６号、開始決定時の住所広島県東広島市高屋高美が丘７丁目３番３号
破産者　鶴井　俊明
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０３号
山口県防府市大字伊佐江225番地の137
破産者　鶴井　淳一
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６２号
広島市安佐南区緑井１丁目５番１―501号
破産者　森脇　正二
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
大分県別府市大字野田22番地の６　南風エクセルライフ206号
破産者　浅井　清香
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７２０号
札幌市北区篠路６条７丁目１番36―３号
破産者　森　登美子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目10番２号
破産者　山下　豊彦
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４３号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字神山前59番地１
破産者　西山　　昇
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４４号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目５番地32県営柴田船迫住宅143号
破産者　高橋　貞子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３３０号
神奈川県三浦市初声町下宮田652番地１
破産者　石川　昌夫
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市平作６丁目13番11号　グリーンヒルズ衣笠101、開始決定時の住所神奈川県横須賀市武３丁目17番12―1111号
破産者　末清　道夫
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５６号
神奈川県横須賀市若宮台30番９号　舟倉アパートＡ―102
破産者　加藤　一夫
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市長井５丁目３番21号
破産者　穐本　博文
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１９号
相模原市中央区上溝６丁目１番８号　スカイハイツ上溝602号室
破産者　山尾　　勝
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６８号
新潟県新発田市上中沢462番地９
破産者　木村　貴治
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市八通町73番地　６―Ｂ、従前の住所愛知県豊橋市船町128番地の17
破産者　彦坂　敏満
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部